

施設カルテ

【平成26年度】

① 施設の基本情報		施設番号	s01354	住所(所在地)	松阪市本町2169番地					
		施設名称	プラザ鈴(会館)							
		根拠条例	松阪市プラザ鈴条例		設置年度	昭和59年度				
		担当部署	環境生活部 人権・男女共同参画推進課		財産区分	12 公共用財産				
		設置目的	働く女性や一般家庭における女性の生活の向上、福祉の増進を図る施設として開館							
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	商業地域		駐車場(収容台数)	23台(民間有料駐車場)		
	土地	敷地面積	443.43㎡(借地面積)	所有者	個人・私法人		借地期間・借地料	S59.9.10～H28.3.31 2,520,000円		
	主たる建物	建物名称	会館			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上4階・地下0階			
		用途	市民ホール		建築年月日	昭和60年 3月23日		建物取得費	124,200,000 円	
		延床面積	600.89 ㎡		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要			
	万歴大 円・規 模以 上画 改修 (3等 の履	実施年度	平成20年度		対象建物	松阪市プラザ鈴		改修内容	風徐室床改修ピロティ他塗装改修、3階空調設備改修他	
		費用(税込)	3,184,650円							
		リスク・高機能化対応度	館内警備、火災報知機、冷暖房整備、貯水槽の定期点検を実施。							
		管理・運営上の問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・4階建て施設(1階部分有料駐車場)には階段がなく、バリアフリー化(エレベーター設置)に多額の改修費が必要。 ・男子トイレが1箇所しかない。 ・借地のため、毎年借地料(252万円)+駐車時の駐車料金が必要。 							
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> ・昭和59年度勤労婦人青少年福祉施設整備費等補助金を受けている。廃止、統合、転用には制約があり、目的外使用は補助金の返還が生じる。 ・土地賃借契約を締結している。 ・若者就労相談会への貸館。 								
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	AM9:00～PM9:00		休館日	土、日、祝日、年末年始		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容	施設の管理、講座運営、託児(夜間以外の講座中)、女性悩みごと相談					
	正規職員	2.00 人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	2.00 人	合計	4.00 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費					運営・事業等経費				
	光熱水費					指定管理委託料				
	保守点検委託料					その他の経費				
	賃借料					②小計				
	修繕費					補助金等収入				
その他の経費					使用料等収入					
人件費					その他収入					
職員等					③年間収入合計					
非常勤職員					市民一人あたりのコスト					
①小計					26,891,198					
④合計(①+②)-③					26,483,478 円					
					407,720					
					157.64 円					
④ 施設の状況	利用内容		単位	実績数(過去3力年)			H26実績(詳細)			
				H24	H25	H26	使用可能数	稼働率(%)		
	開館日数		日	245	244	244				
	入館者数		人	13,696	12,361	12,090				
	部屋利用数(5部屋の午前、午後、夜間)		件	1,453	1,359	1,367	(244×5部屋×3回)	3,660		
	類似機能を有する公共施設		松阪公民館、第1公民館		近隣にある公共施設		産業振興センター、第一小学校			
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度末で働く婦人の家としてのプラザ鈴を廃止し、建物は解体する。本庁または他の施設で男女共同参画推進事業を行う。 ・同じような講座を開催している施設はあるが、託児を行っている施設は無い。 ・避難場所として指定されている。 									